

健衛発0203第1号
平成24年2月3日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

都道府県生活衛生営業指導センターの公益性について

都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）に基づき都道府県知事の指定法人として設置され、当該都道府県区域内において、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて強い関係のある生活衛生関係営業の経営健全化、振興等を通じて衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として、生衛法に規定された事業を実施しています。

都道府県指導センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定に基づき、平成25年11月末までの移行期間の終了までに公益財団法人又は一般財団法人へ移行するため、行政庁より認定又は認可を受ける必要があります。

※都道府県指導センター移行状況（平成24年1月31日現在）

公益認定済：石川県、奈良県 公益認定内定済：青森県、長野県、岡山県

都道府県指導センターの法人格の移行にあたっては、都道府県に置かれる合議制の機関において、主に事業の公益性等について判断が行われます。厚生労働省としては、都道府県指導センターは、国民の日常生活に不可欠な商品やサービスを衛生的に提供している生活衛生関係営業の健全な発展を通じた衛生水準の維持向上、消費者の利益の擁護及び公衆衛生の向上を目的として下記の法定事業を実施するものであり、公益性が高いと考えています。

今後、都道府県指導センターの法人格の移行に係る公益性等の判断に際しては、本通知を参考とされるよう、特段の御配慮をお願いします。

記

- （1）生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行う事業（生衛法第57条の4第1項第1号関係）
- （2）生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し事業者及び組合を指導する事業（生衛法第57条の4第1項第2号関係）
- （3）標準営業約款に関し事業者の登録を行う事業（生衛法第57条の4第1項第3号関係）
- （4）生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行う事業（生衛法第57条の4第1項第4号関係）
- （5）生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供を行う事業（生衛法第57条の4第1項第5号関係）